

第 19 回 大東市地域公共交通会議 議事概要

- I. 日 時：令和 4 年 7 月 1 日（金） 10 時～12 時
- II. 場 所：大東市立市民会館
- III. 出席者：委員 23 人（委員 3 人欠席） および事務局 5 人
- IV. 議題等：
 1. 開会
 2. 第 18 回大東市地域公共交通会議議事録の確認
 3. ルート改編案及び運賃等の改定案について
 4. 東部地域乗合タクシー・南部地域コミュニティバス運行計画案の議決について
 5. コミュニティバス定期券割引率の改定について
 6. 「朋来東 2」バス停留所の一時利用停止について
 7. その他

■議事内容

1. 開会

【会長】

- ・挨拶

【事務局】

- ・新委員紹介
- ・配布資料確認

2. 第 18 回大東市地域公共交通会議議事録の確認

〈事務局より、「第 18 回大東市地域公共交通会議議事概要」について説明〉

【事務局】

「運賃等の改定案」、特別委員会における議員からの意見や、地域からの要望書、前回会議での課題を整理した「運賃の改定案に対する課題・市の見解」について説明後、東部地域乗合タクシーと南部地域コミュニティバスの運行計画案について、議決を諮り協議を調えたいと考えています。

【委員一同】

意見なし。

3. ルート改編案及び運賃等の改定案について

〈事務局より、「東部地域乗合タクシー ルート改編案」について説明〉

【事務局】

コースの統合については、北条北部コースと北条南部コース、野崎コースと寺川コースを統合し、極端に利用の少ない「北条老人憩の家東」と「嵯峨公園前」の停留所については廃止にしたいと考えております。また、新たな停留所の新設として、北条コースに morineki 前を新設するとご提案させて頂きましたが、前面所有者の同意が得られなかったため、morineki 前への停留所の新設はしないことになりました。運行日については、コース統合後の北条コースが月・火・金、野崎・寺川コースは月・水・金に運行します。

精神障害者手帳の割引については、東部地域乗合タクシー、南部地域コミュニティバスにおいて導入し、大東市コミュニティバスについては、路線バス事業にも影響する内容であるため、今後、継続して議論していくことと致します。

【会長】

「東部地域乗合タクシー ルート改編案」は、地元の方々に対して意見の聞き取り等はできていますか。

【事務局】

地元の利用者の方々には、電話調査や利用者アンケート調査、ニューズレターを地域に配布・回覧し、意見の聞き取り等を行っています。コースの統合については7割の方から賛成を頂いています。

【会長】

「東部地域乗合タクシー ルート改編案」について、他にご意見はありますか。

【委員一同】

意見なし。

【会長】

「東部地域乗合タクシー ルート改編案」については、その他ご意見がないため、後ほど、議決を諮りたいと思います。

〈事務局より、「運賃等の改定案」「運賃の改定案に対する課題・市の見解」について説明〉

【事務局】

東部地域乗合タクシー及び南部地域コミュニティバスの運賃の改定案について、東部地域乗合タクシーはルート改編によって、現行の距離制を採用すると、運賃表が膨大になり煩雑になります。均一制にすると運賃体系は分かりやすくなります。また、税の公平性の観点及び受益者負担のバランスを考慮して、大人料金 300 円、65 歳以上等の割引料金を 200 円、小人の障害者料金を 100 円に設定して料金の均一化を図り、回数券の導入により、できるだけ利用者の負担がかからないよう考えながら、利用者、事業者ともに分かりやすい料金体系にしたいと考えています。運賃の改定については、北条地区の有志より、東部地域乗合タクシーの値上げ反対の要望書を頂いています。また、中垣内自治会より、南部地域コミュニティバスについて値上げ反対、休日振替輸送の運行実施についての要望書を頂いています。

【会長】

今回の会議では、「運賃の改定案」に関して、協議を調えることについて諮りたいと思います。「協議を調える」ことについては、全会一致によることが必要と考えます。ご意見はありますか。

【委員一同】

全会一致によることについては意見なし。

【委員】

この運行計画案は最終的に市議会で決まる案件なのでしょうか。もしくは、この大東市地域公共交通会議で決まる案件なのでしょうか。

【事務局】

運賃については、道路運送法第 9 条に規定があり、コミュニティバス等、市が運営している事業の運賃については、地域公共交通会議で協議を調べて、運輸局に届ける必要があります。

よって、運賃の専管事項は地域公共交通会議にあります。市議会においては、事業の必要経費を上程し、議会で予算案の是非を問います。

この交通会議において、運賃の改定についてご協議いただき、必要経費を議会に上程したいと考えています。

【委員】

運賃の改定については、民業を圧迫しないことが一つの前提と考えます。

値上げをしないという選択は、民業を圧迫することにはならないでしょうか。

【会長】

公共交通の運賃体系は、基本的には、路線バスと同じ料金体系になっています。

また、大東市の公共交通の運賃は、他市と比較した場合、特に高い運賃水準とはなっていません。したがって、運賃を上げなくても民業圧迫ということにはならないと思います。

大東市の公共交通は比較的高くない運賃体系で運行しておりますが、地域によっては近くに公共交通の路線がなく、公共交通を利用できない人々もおられます。公共交通を利用できる人々と利用できない人々との間では、税の公平性を欠くという問題もあります。

【委員】

私個人としては、運賃の値上げはやむを得ないものであると考えています。

しかし、区長会から選出された委員として、地域から値上げ反対の要望書が出た以上、運賃の値上げについては反対である地域の意向に沿いたいと考えています。

また、運賃を改定した場合、東部地域乗合タクシーについては、収入増加額は約 25 万円/年と事務局より説明がありましたが、この数値はどのように算出していますか。

約 25 万円/年であれば、値上げせずとも他の事項を工面し、値上げしない方策はないのでしょうか。

【事務局】

運賃を改定した場合の収入増加見込み額については、令和 2 年度実績を元に、利用者の運賃を全て改定案に置換して計算した金額になります。25 万円/年しか収入アップしないのであれば、そのままの運賃で良いとの意見もあるかと思いますが、税の公平性及び受益者負担のバランスから提案させて頂いています。

【委員】

運賃値上げの議論はいつから始まったのでしょうか。

【事務局】

平成 30 年 1 月の運行開始時より、ニューズレターの発行やワークショップ等を開催し、運賃収入が少なかったり、乗合率が低ければ、運賃の見直し等を行う可能性があるかと、地域に対して周知・説明を行ってきました。

南部地域コミュニティバスについては、大東市コミュニティバスの南新田・朋来コースの運賃体系を採用して設定しています。運行開始時より、ニューズレターを発行し、利用者数等について周知を行ってきました。

そのような中で、令和3年3月に大東市公共交通基本計画を策定し、その中で、「地域公共交通に係る利用者負担と公的負担のあり方の検討」を掲げ、運賃の改定等についての提案をしました。現在の大東市の公共交通の運賃は他市と比較して特に高い水準にはなく、公共交通を利用していない人々との税の公平性の観点等から、運賃の改定について説明を行ってきました。

【委員】

スーパーや病院を回るルート設定を行い、スーパーから協賛金を頂くような仕組みができれば、収入額も今より上がり、運賃改定の必要はなくなるのではないのでしょうか。

【事務局】

現在の東部地域乗合タクシーについては、「万代 南津の辺店」「じゃんぼ食鮮館野崎」「オークワ」など、スーパーに接続しています。また、南部地域コミュニティバスについても「オークワ」に接続しています。

クーポン券の導入などについては、過去に一度、提案を行ったことがありますが、前向きな回答を頂くことはできませんでした。協賛金等の導入に向けて今後も引き続き検討し、提案していきたいと考えています。

【委員】

運賃を改定することについては、賛成ですが、他市の公共交通の運賃との比較はできていますか。回数券を導入することについては賛成です。

【事務局】

大東市東部地域乗合タクシーは、堺市などの乗合タクシー事業を参考としています。堺市の乗合タクシーの運賃体系については、大人300円、子ども150円、65歳以上は100円であり、大東市の運賃改定案と同じ程度の料金体系であるため、バランスは取れていると考えています。

回数券については、運賃改定案の協議が調えば、65才以上の利用者の負担を抑えるため、回数券の導入を考えておりますが、協議が調わない時は、回数券の導入は考えておりません。

【委員】

コロナ禍で色んな物が値上げになっています。よって、運賃の値上げについても仕方ないと考えます。年金暮らしの方々の事情はありますが、利用者のいくばくかの負担はやむを得ないと考えます。

【委員】

事務局から説明があった税の公平性や、利用者負担と公的負担のあり方、他市と比較した時の運賃の価格帯について賛同できるため、運賃の改定案について賛成します。ルートについては、商業施設を巡回するようなルートがあれば市の活性化に繋がるのではと考えます。

【事務局】

商業施設を巡回するルートについては、既存のルートを大きく変更するのは難しいと考えています。市の活性化の観点から、大東市コミュニティバスとは別に、商業施設を巡回する専用のルートができないかなど、今後、様々な視点から、検討していきたいと考えています。

【委員】

公共交通の運賃が上がると、高齢者の外出の足かせになるのではないかと危惧しますが、収支率や受益者負担の考え、税の公平性の観点を考慮すると、値上げはやむを得ないと考えます。

【会長】

協議を調えることについては、先ほどお話ししたとおり、委員の皆さん全員が反対でないという意見に達しないと、協議を調えたということにはなりません。今までの各委員の意見を聞くと、反対意見の方がおられます。このままでは運賃改定については合意形成に達しませんがいかがでしょうか。

【委員】

区長会から選出された委員としては、住民等から運賃値上げ反対の要望書が出ている以上、運賃改定案については反対の立場を取らざるを得ません。要望書には、年金暮らしの方で、運賃が 100 円上がると生活に負担がかかるとの意見もあります。生活に負担がかかる方に配慮をしていただき、運賃については現状維持にして頂きたいです。

【委員】

公共交通の運賃を上げる時期としては適切でしょうか。他の公共交通機関が値上げをしていないのに、市民の方々は納得するでしょうか。

【会長】

値上げの時期が大事、現時点ではやめておく方がよいのではという意見ですね。

【委員】

他の公共交通機関が値上げをしていないということはなく、国土交通省よりタクシー運賃における公定幅運賃の公示があり、2020年2月1日より、河北交通圏のタクシー運賃における公定幅運賃が上がっています。

【事務局】

河北交通圏のタクシー運賃における公定幅運賃が上がりましたが、大東市の運行経費は据え置きにしています。

【委員】

タクシー運賃における公定幅運賃について、2020年2月1日に改定があったことや、大東市の運行経費を据え置いている経緯も分かりました。今回の料金の改定はやむを得ないと考えます。

【会長】

ここで本日欠席している委員より、意見書の提出がありましたので、ご紹介させていただきます。『南部地域コミュニティバスの運賃等の改正案について、大東市コミュニティバスとの「運賃の違い」、「精神障害者割引の違い」など、相違点について確実な周知をお願いします。運賃収受間違いは大東市コミュニティバスを運行している会社の信用問題だけでなく、法的にも問題になる』との意見を頂きました。

これまでの意見をまとめますと、協議を調えることについて、反対意見が出ているので、合意形成には至っておりません。

最後にもう一度、意見の確認を行います。これまでの意見を聞いて、意見の変更はありますか。

【委員一同】

意見の変更なし。

【会長】

今回の会議においては、運賃の改定案については、合意形成に至らなかったため、運賃は現状維持とします。東部地域乗合タクシー運行計画と南部地域コミュニティバス運行計画の内容をこの会議で決定して、運輸局に提出する必要があります。これから順に協議を調え議決を諮っていきたいと思います。

〈承認事項についての議決〉

【会長】

東部地域乗合タクシー運行計画の内容について、順番に議決を取っていきたいと思います。

- ・路線については、北条コース、野崎・寺川コース、中垣内コースの3コースとすること。
 - ・運行方式については、区域運行とし乗合方式のデマンド交通とすること。
 - ・運行系統及び運送の区間については、北条コースは、北条第一地区、北条第二地区、北条第三地区と北条中学校と万代南津の辺店方面間とすること。野崎・寺川コースは、野崎第一地区、寺川地区と北条中学校、野崎駅方面間。中垣内コースは、中垣内地区と住道駅方面間とすること。
 - ・運賃（料金）の種類、適用方法については、協議が調わなかったので、運賃については、現状維持とし、現行の距離制運賃を適用した運賃額とすること。精神障害者手帳をお持ちの方も割引の対象とすること。
 - ・適用する期間又は区間、その他の条件を付す場合の条件については、運行開始日は、令和5年4月1日を予定し、運行日については北条コースが毎週 月・火・金曜日（祝日含む）、野崎・寺川コースは毎週月・水・金曜日（祝日含む）中垣内コースは毎週 月・水・金曜日（祝日含む）に運行とすること。
- 運行回数については、各コースとも6便とすること。使用車両については、受注者が所有するタクシー車両（緑ナンバー、乗車定員5名）とすること。

以上について、承認いただけますでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

続いて、南部地域コミュニティバス運行計画（中垣内コース、朋来コース）の内容について、順に議決を取っていきたいと思います

- ・路線、運行系統又は運送の区間については、現行と変更なしとすること。
- ・運賃の種類、額及び適用方法については、運賃については、協議が調わなかったため、現状維持とすること。精神障害者手帳をお持ちの方も割引の対象とすること。
- ・適用する期間又は区間その他の条件を付す場合、その条件については、運行開始日は、令和5年4月1日を予定し、運行日は毎週 月・水・金曜日とすること。祝

日と振替休日及び年始は1月1日から1月3日の間は運休とすること。これまで年末は運休していましたが、年末も運行とすること。

- ・運行回数、運行時間帯及び運行ダイヤ、使用車両、予備車両については、現行と変更なしとすること。

以上について、承認いただけますでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

ありがとうございました。今後、運行計画書に微修正等がある場合は、事務局と会長にて調整し、皆さまにもご報告させていただきます。

最後に、東部地域乗合タクシー、南部地域コミュニティバスの運行主体の選定方法について、事業費以外の安全性などの要素を勘案した、「総合評価方式の入札」により選定することとし、内容は事務局へ一任してよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

今後は、選定にあたって、予算措置、運行事業者決定、試走等に伴う微修正等を行ってまいります。

5. コミュニティバス定期券割引率の改定について

〈事務局より、「コミュニティバス定期旅客運賃の割引率の改定」について報告〉

【事務局】

大東市コミュニティバスを運行している近鉄バス株式会社より、定期旅客運賃割引率の改定を行い、従来の紙（磁気）定期券に加えて新たなサービスである「デジタル定期券」を導入することについて、申し出がありました。

改定の内容につきましては、従来の紙（磁気）定期券に加え、今回、新たにデジタル定期券を導入し、割引率の差別化を図るというものになっています。実施予定日は令和4年9月1日であり、大東市コミュニティバスの定期旅客運賃においても割引率の改定を行う予定です。

【会長】

周知はどのようにしますか。

【事務局】

大東市交通政策課のHPにおいても周知を行う予定です。

【委員一同】

意見なし。

6. 「朋来東2」バス停留の一時利用停止について

〈事務局より、「コミュニティバス（南新田・朋来コース）、南部地域コミュニティバス（朋来コース）の「朋来東2」バス停留の一時利用停止について説明〉

【事務局】

大阪府営大東朋来住宅 加納50棟のエレベータ増築工事に伴い、加納50棟に面している西側の道路は交通規制が実施されます。それに伴い、コミュニティバスの通行が出来なくなるため、工事期間中については、朋来東2の停留所は一時利用停止となります。ダイヤについては、「朋来東2」発着のダイヤが抜けるだけで、他の停留所発着のダイヤの変更はありません。工事期間については、令和4年7月22日から令和5年3月末日を予定しており、工事が終われば元のルートに戻ります。

【委員一同】

異議なし。

7. その他

質疑なし。

以上